

WTO上級委員会報告書の結果を踏まえた日本産食品の安全性の発信強化等を求める意見書

本年4月、韓国による当県産などの日本産水産物の輸入規制に係る世界貿易機関（以下「WTO」という。）の紛争解決手続きに基づいて、第二審である上級委員会の報告書が公表された。第一審では、韓国の輸入規制が「必要以上に貿易制限的」であるなどとしてWTOの協定に違反すると認定されたが、今回の第二審においては、第一審の審理の判断に至る分析が不十分であるとして、韓国の輸入規制措置について第一審の判断が取り消されたところである。

この判断は、WTO自身の手続きの不備を理由としたものであり、日本産の食品は科学的に安全であることとした第一審の事実認定は維持されているものである。しかし、第二審の判断は、焦点となっている韓国の輸入規制措置がWTOのルールに反しているかどうかについての判断はなされておらず、紛争解決に資するものとは到底言いがたいものである。

また、WTO紛争手続きには差し戻し制度がないため、第一審の審理をやり直すことは不可能であり、今回の上級委員会の報告書を公表したのみで放置するとなれば、WTOの紛争処理機関としての使命、責任に鑑みて極めて無責任であると言わざるを得ない。

さらに、一部の報道機関による「日本の逆転敗訴の判決」、「韓国の輸入規制措置が認められた」といった報道は、日本産食品の安全性に問題があるような印象を与えかねず、日本産食品への風評被害を助長し、当県を始め被災地域の復興の努力に水を差すものとして断固容認できず、極めて遺憾である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 今回の紛争手続きが両国間の紛争解決に資するものとなっていないことから、我が国と問題意識を共にする各国との連携を強化し、WTOに紛争解決手続きの改善を強く求めていくこと。また、WTOに対して、今回の上級委員会でも第一審の事実認定が維持された日本産の食品の安全性を広く世界に公表・発信することを求めていくとともに、韓国との二国間協議を粘り強く進め、輸入禁止措置の撤廃・緩和を働きかけていくこと。
  - 2 22の国と地域においてはいまだに当県産などの日本産食品の輸入規制が続いており、今回の紛争手続きが他の国等の輸入規制解除にも影響を与える可能性があることから、規制の緩和・撤廃に向け、首脳・閣僚会談等を活用したハイレベルの働きかけを強化すること。
  - 3 当県産水産物の魅力や安全性については、PRする供給ルート拡大や復興五輪を始め、あらゆる機会を捉えて効果的な情報発信をするなど徹底した風評払拭に取り組んでいくとともに、販路の回復・拡大など水産業者に対する支援を強化していくこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年7月4日

衆議院議長	参議院議長	内閣総務大臣	農林水産大臣	経産大臣	復興大臣	長官	大臣	大臣	大臣	大臣	大臣	宛て
-------	-------	--------	--------	------	------	----	----	----	----	----	----	----

福島県議会議長 吉田栄光